

阿波市ごみ減量化活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、阿波市のごみ減量の取組を推進し、循環型社会の構築を図るため、阿波市全域における広域的なごみ減量化活動に対する補助金の交付に関し、阿波市補助金交付規則(平成17年阿波市規則第38号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の目的)

第2条 この補助金は、家庭から排出されるごみの減量化に自発的に取り組む団体に対し、その経費の一部を助成することにより、阿波市全域におけるごみ減量化意識の高揚を図ることを目的とする。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付対象団体は、阿波市全域の「ごみ減量化」のために組織し取り組む活動団体(以下「ごみ減量化活動団体」という。)で、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 阿波市内に事務所及び主たる活動の拠点があること。
- (2) 30人以上で構成されている団体であり、全員が阿波市民であること。
- (3) 組織の運営に関する規約、会則等が定められ、会計書類が適正に整備されていること。
- (4) 継続的にごみ減量化推進活動を行うことができること。

(補助対象事業)

第4条 この事業は、次に掲げる主な事業を実施する。

- (1) 地域の「ごみ減量化」のための研修会、講演会等の開催
- (2) 地域の「ごみ減量化」のための諸事業の実施
- (3) その他ごみ減量化に関すること。

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が別表第1のいずれかに該当するときは、補助の対象としない。

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費は、補助対象事業に直接的に必要なものとし、別表第2のとおりとする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付額)

第6条 1 団体当たりの交付上限額は、200,000円とし、予算の範囲内で交付する。

(補助金の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとするごみ減量化活動団体は、阿波市ごみ減量化活動支援補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) ごみ減量化活動団体事業計画書(様式第2号)
- (2) ごみ減量化活動団体収支予算書(様式第3号)
- (3) ごみ減量化活動団体構成員名簿(様式第4号)
- (4) ごみ減量化活動団体規約、会則等
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、申請書を審査し、妥当と認めたときは、阿波市ごみ減量化活動支援補助金交付決定通知書(様式第5号)によりごみ減量化活動団体に通知するものとする。

2 補助金の交付は、補助金の交付を決定した年度内に行う。

(変更の承認の申請)

第9条 ごみ減量化活動団体は、前条の規定により交付決定を受けた後において補助事業の計画の内容、経費の半分その他の事項の変更(軽微な変更を除く。)をしようとする場合は、規則第5条第1項第1号の規定により、阿波市ごみ減量化活動支援補助金事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出し承認を受けなければならない。

(1) 変更後のごみ減量化活動団体事業計画書(様式第2号)

(2) 変更後のごみ減量化活動団体収支予算書(様式第3号)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の軽微な変更とは、補助金額に変更がなく補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、補助対象経費の20パーセントを超えない金額の変更とする。

3 市長は、第1項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(申請を取り下げることができる期日)

第10条 補助金の申請を取り下げることができる期日は、規則第7条第1項の規定によりごみ減量化活動団体が補助金の交付決定の通知を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

(補助金の請求)

第11条 ごみ減量化活動団体は、第8条第1項の規定による補助金の交付決定を受けたときは、補助金交付請求書(様式第7号)により、市長に補助金の交付を請求することができる。

(実績報告)

第12条 補助金の交付を受けたごみ減量化活動団体は、補助金交付の対象となった事業等が完了した日(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)から20日を経過した日又は補助金の交付決定の通知を受けた年度の3月31日のいずれか早い期日までに、阿波市ごみ減量化活動支援補助金実績報告書(様式第8号)及びごみ減量化活動団体収支決算書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 領収書又は支払を証する書類(写し)

(2) 活動の写真

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付決定を受けたごみ減量化活動団体が、次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 提出書類の記載事項に偽りがあったとき。

(2) 必要な報告又は届出を怠ったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付について不正行為があったとき。

(書類の保管)

第14条 ごみ減量化活動団体は、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整理して、事業完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しておかななければならない。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

補助対象とならない事業

- | |
|--|
| (1) 政治活動又は宗教活動を目的としたもの |
| (2) 営利を目的としたもの。ただし、自立支援型を除く。 |
| (3) 国、地方公共団体又は公益団体等から当該事業に助成等を受けているもの |
| (4) 事業が市外で実施されるもの |
| (5) 地域の祭り振興又は屋台等の活動を目的としたもの |
| (6) 事業に対する団体の経費負担(自己財源)がないもの |
| (7) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付を受けることが不適當であると認められるもの |

別表第2(第5条関係)

補助対象経費

項 目	補助対象経費の具体例	補助対象外経費
報償費	・講師、専門家、出演者等への謝礼等	・事務職員の経費 ・ボランティアへの謝礼 ・団体構成員が講師等を務める場合の謝礼など
旅費	・講師、専門家、出演者等の交通費や宿泊費など	・ボランティアへの交通費や宿泊費 ・旅行を目的とした旅費など
消耗品費	・事務用品など	
原材料費	・加工を目的とした材料費 ※事業に直接必要なもの	
印刷製本費	・チラシ、資料などの印刷代など	
食糧費	・会議等での飲み物、講師に対する飲食代など	・食事代又は茶菓子代
通信運搬費	・切手代や郵送料など	
広告料	・広告掲載費など	
保険料	・イベント保険料、ボランティア保険料など	
委託料	・専門的知識、技術等を要する業務についての委託など	・計画、立案、実行の全てを委託する業務など
使用料及び賃借料	・会場の使用料 ・機器類の賃借料など	・個人からの借上料
その他	・その他事業の実施のために必要な経費で、市長が必要かつ適切と認めた経費など	・備品購入に関する経費 ・建物等の施設整備に要する経費 ・商品券等金券の購入費 ・他団体等への補助金
※費目にかかわらず、領収書など支払が証明できる書類がないものは、補助対象にならない。		